

参考資料

柔道整復施術所の明細書発行業務等及びレセコン導入状況に 関するアンケート調査の主な結果報告について

本アンケート調査の概要

明細書の発行義務化については、令和4年10月からレセプトコンピュータシステム（以下「レセコン」という。）に明細書発行機能があり、かつ、常勤職員3人以上の施術所について義務化されたところ、本調査は、社会保障審議会医療保険部会柔道整復療養費検討専門委員会（以下「専門委員会」という。）において、議論が行われた柔道整復療養費に係る明細書発行義務化等の実施状況等（柔道整復施術所におけるレセコンの導入状況、明細書の交付頻度及び交付業務負担等）に関する調査であり、調査結果については、令和6年度改定に向けた議論の参考とすることとされたものである。

アンケート調査集計概要

	1 柔道整復施術所の明細書交付状況に関する実態調査	2 柔道整復施術所のレセコン導入状況及び療養費の支給申請等に関する実態調査
調査対象	柔道整復施術所 約6,000 施術所 ※「柔道整復師の施術に係る療養費について」（平成22年5月24日付け保発0524第2号）に基づき、地方厚生（支）局長及び都道府県知事により受領委任の取扱いの登録又は 承諾を受けている施術管理者	
調査内容	1-1 施術所職員数（施術管理者も含む。）	2-1 受領委任契約形態
	1-2 明細書の交付頻度	2-2 レセコンの導入状況等
		2-3 施術録の作成に係るシステム
		2-4 柔道整復療養費申請書の請求方法等
方法	回答専用サイトによるWEB調査	

(1) 明細書発行体制加算の創設

(前略)

- 令和4年度に、施術所のレセコン導入状況、導入しない理由、職員数、明細書交付頻度、交付業務負担等を調査する。
- 令和6年度改定において、調査結果や改定財源を踏まえ、明細書発行体制加算の算定回数、額及び明細書の義務化の対象拡大、交付回数について検討し結論を得る。

(後略)

アンケート期間及び回答状況

アンケート依頼ハガキを令和4年12月26日に6,000施術所に配付、アンケート回答期限は令和5年2月17日とした。

回答状況

「柔道整復施術所の明細書交付状況に関する実態調査」 1,993施術所

有効回答率 34.23%

「レセコン導入状況及び療養費の支給申請等に関する実態調査」 2,337施術所

有効回答率 40.14%

無効（宛先不明等） 179施術所

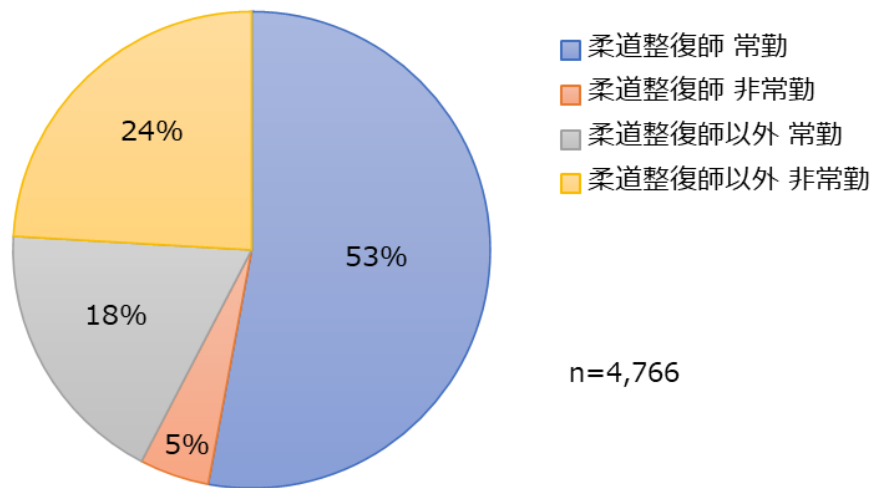
1 柔道整復施術所の明細書交付状況に関する アンケート集計結果の概要

1 柔道整復施術所の明細書交付状況に関する実態調査 アンケート集計結果

1-1 施術所の職員数に関して

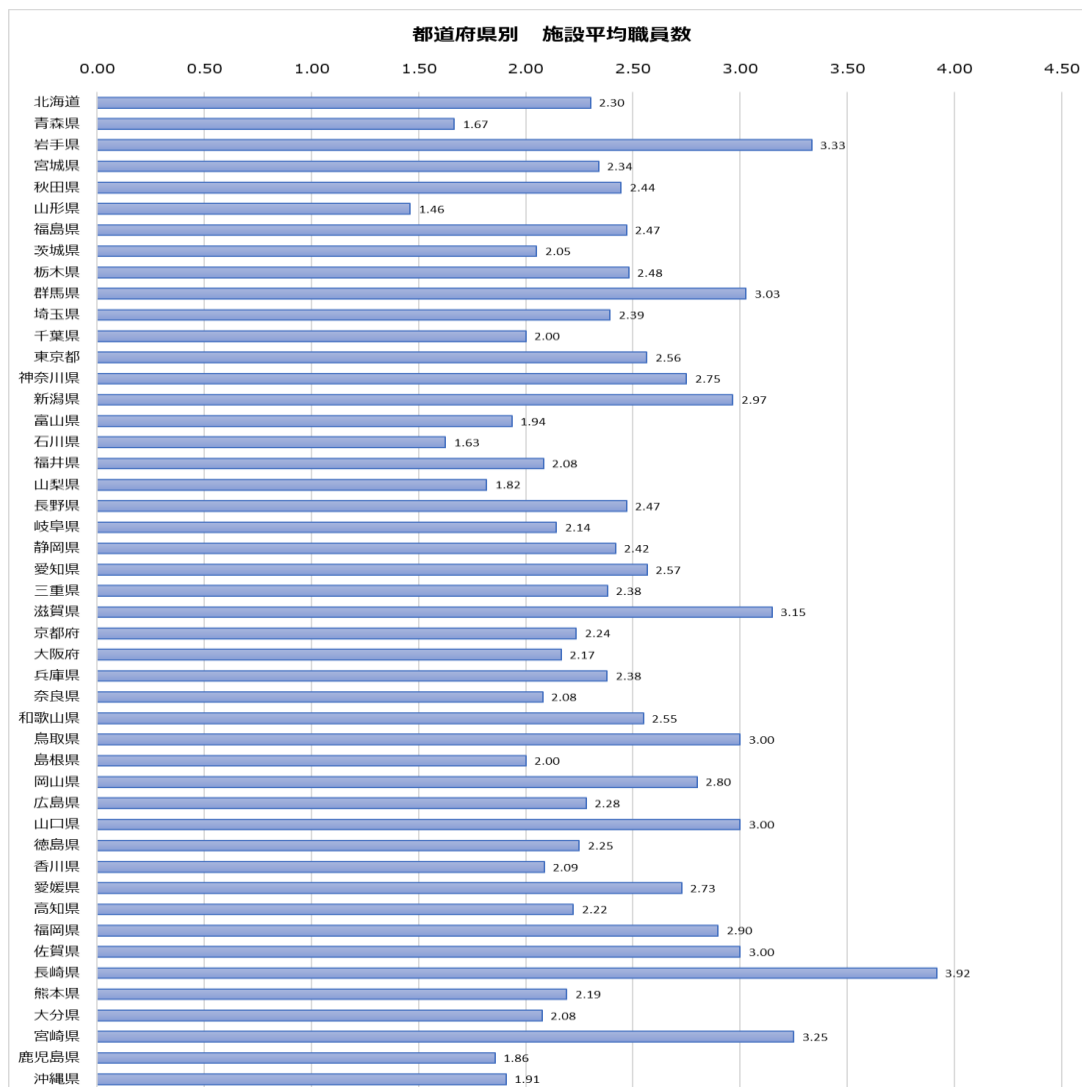
施術所の職員数や職種等について尋ねたところ、常勤の柔道整復師の割合が最も多く53%であり、次いで、柔道整復師以外の非常勤職員が24%、常勤職員が18%であり、非常勤の柔道整復師が5%で最も少なかった。

また、1施設あたりの職員数は、平均で2.43人であり、中央値は2.00人であった。



全国施設

平均値	:	2.43	人
契約	:	2.53	人
協定	:	2.36	人
中央値	:	2.00	人
契約	:	2.00	人
協定	:	2.00	人



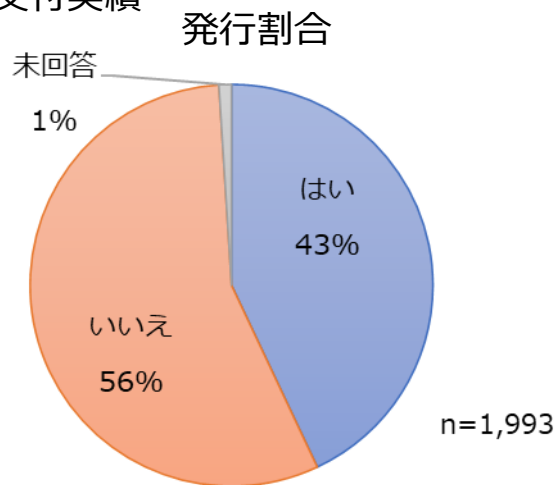
1 柔道整復施術所の明細書交付状況に関する実態調査 アンケート集計結果

1-2 明細書の交付頻度に関して

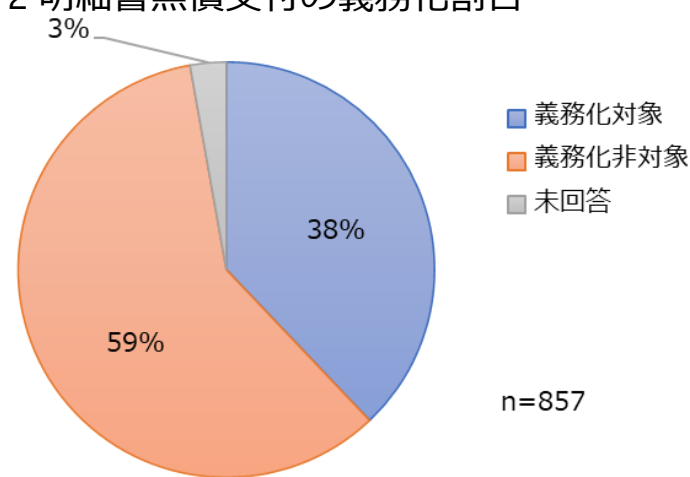
明細書の交付状況等について尋ねたところ、43%（857カ所）の施術所に交付実績があり、その明細書交付総枚数は100,637枚/月で、1施術所当たりの平均交付枚数は117枚/月となった。

なお、交付実績があると回答した857施術所のうち、91%が明細書を無償交付し、そのうち59%は義務化非対象の施術所であり、義務化対象施術所である旨の回答の38%を上回る結果となった。

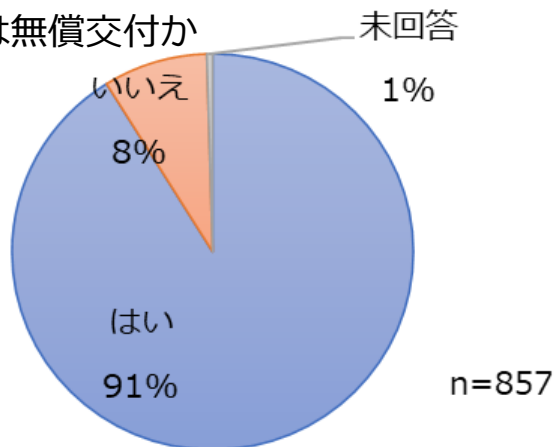
1-2-1 明細書交付実績



1-2-2 明細書無償交付の義務化割合



1-2-3 明細書は無償交付か



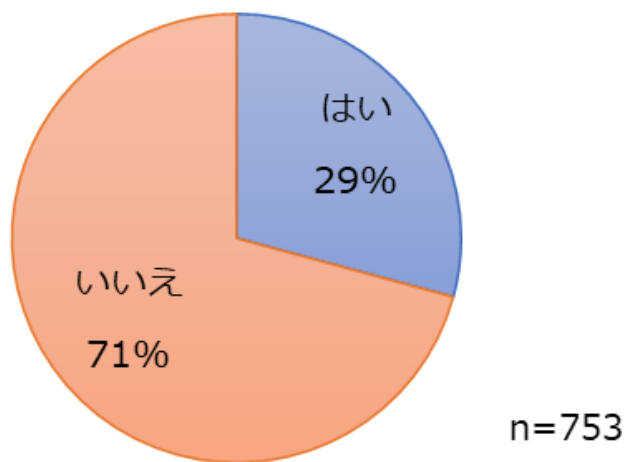
1 柔道整復施術所の明細書交付状況に関する実態調査 アンケート集計結果

1-2 明細書の交付頻度に関して

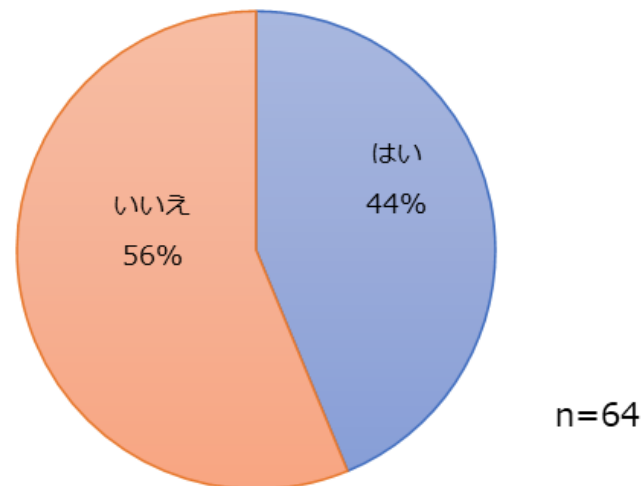
明細書を無償交付している753施術所に明細書発行体制加算の請求を行ったか尋ねたところ、29% (220施術所) において請求実績があるとの回答であった。その明細書発行体制加算の申請件数の合計は21,171件であり、1施術所当たり平均は96件であった。

なお、無償交付していない64施術所のうち、44%に有償交付の実績があり、1施術所当たりの平均有償発行手数料は、32.18円であった。

1-2-5 明細書発行体制加算請求を行っているか



1-2-6 令和4年10月の有償交付実績



【参考】体制加算を請求しない理由 (抄)

- 面倒
- 患者様全員の明細書発行に時間を取られてしまうのと
- 患者様全員が明細書を必要とされていないため
- 存在を知らなかった
- 義務化対象外の為
- 加算が安すぎる

【参考】有償交付の平均発行手数料

有償交付実績している施術所数28カ所の発行手数料の平均は、32.18円となった。

1 柔道整復施術所の明細書交付状況に関する実態調査 アンケート集計結果

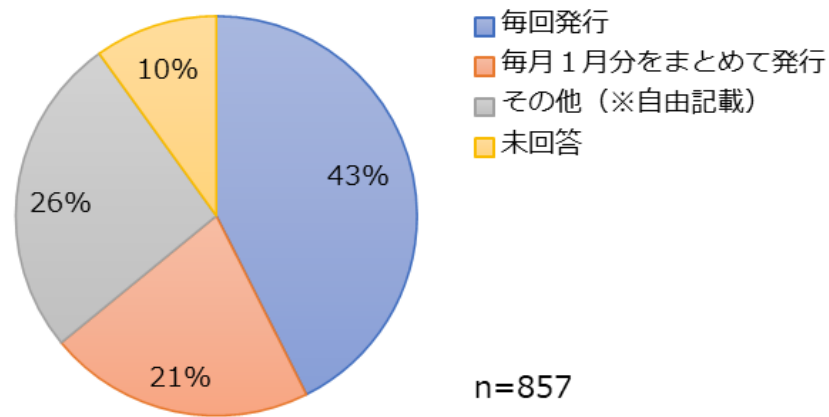
1-2 明細書の交付頻度に関して

明細書を交付しているか尋ねたところ、窓口で一部負担金を受領する度に毎回交付していると回答した施術所が43%で最も多く、1月分をまとめて交付していると回答があった施術所21%の約2倍であった。

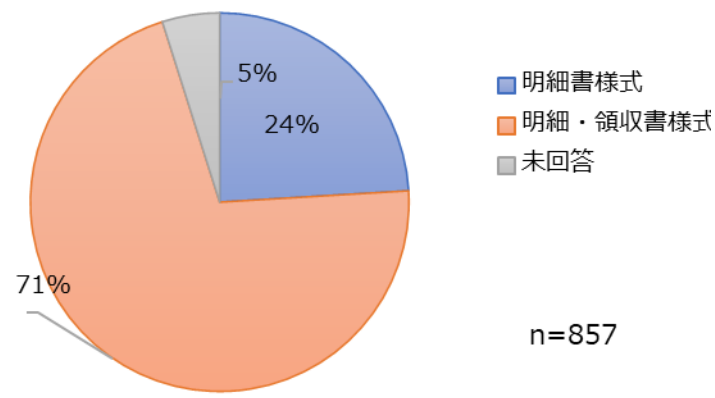
なお、明細書はレセコンで作成していると回答した施術所が83%で、PCやレジスタを合わせると全体の94%が電子的に作成しているとの回答であった。交付様式については、明細書と領収書の混合様式との回答が71%と最も多く、明細書様式での交付と回答した施術所は24%であった。

また、明細書の作成者は管理柔整師が74%、勤務柔整師が7%との回答であり、柔整師が作成している回答が併せて81%で、柔整師以外の職員が作成していると回答した施術所の17%より大きい割合となった。

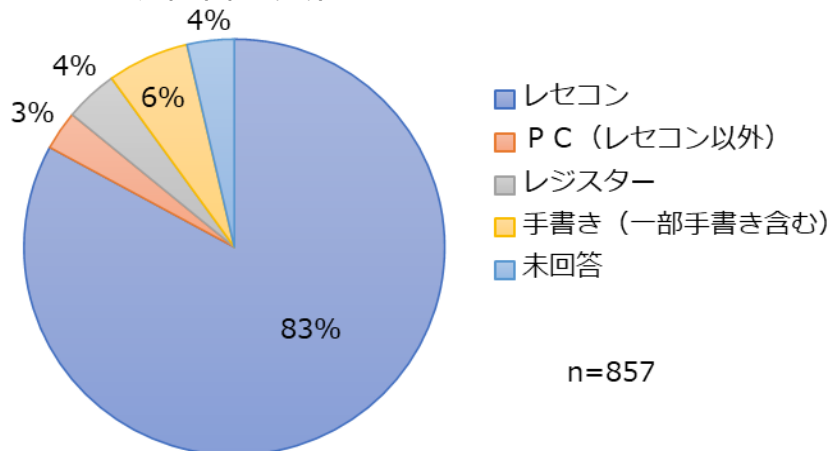
1-2-7 明細書の交付頻度



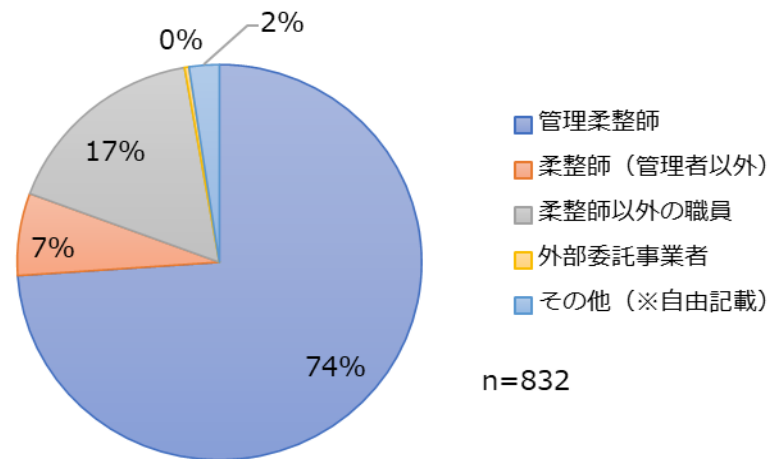
1-2-9 明細書の交付様式



1-2-8 明細書の交付機器



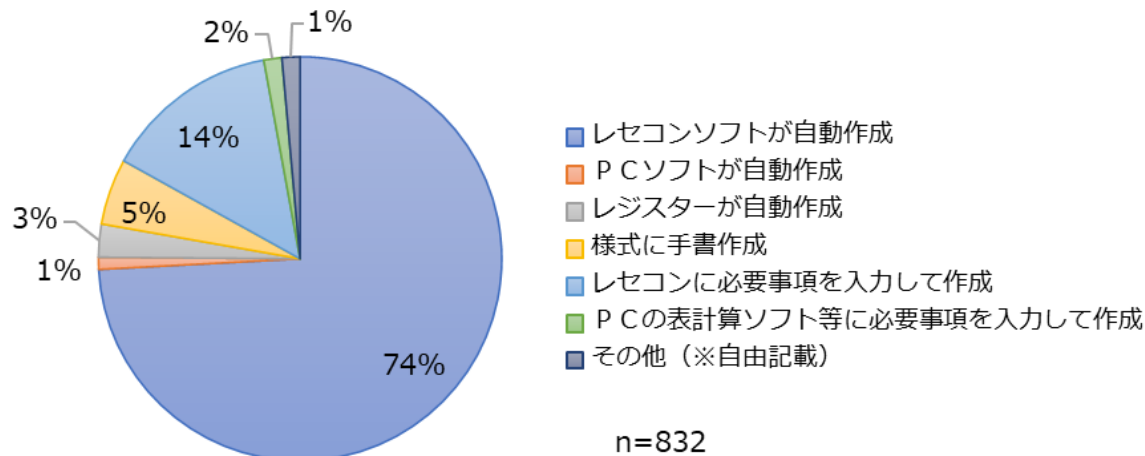
1-2-10 主な明細書作成者



1 柔道整復施術所の明細書交付状況に関する実態調査 アンケート集計結果

1-2 明細書の交付頻度に関して

1-2-11 明細書の主な作成方法

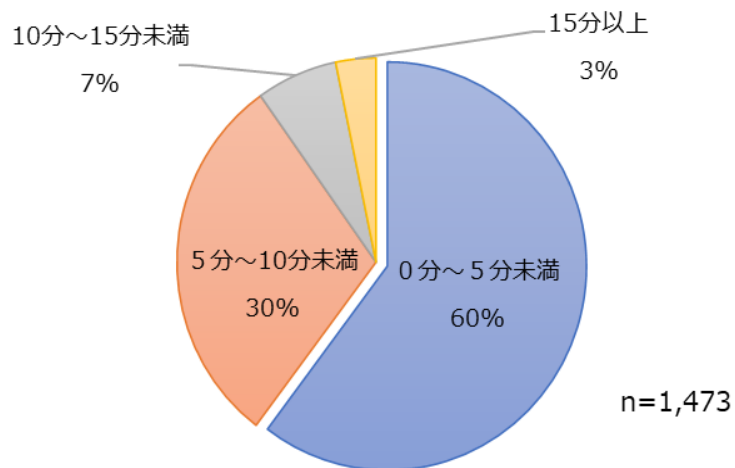


明細書の主な作成方法について尋ねたところ、レセコンが自動作成すると回答した施術所が74%と最も多かった。

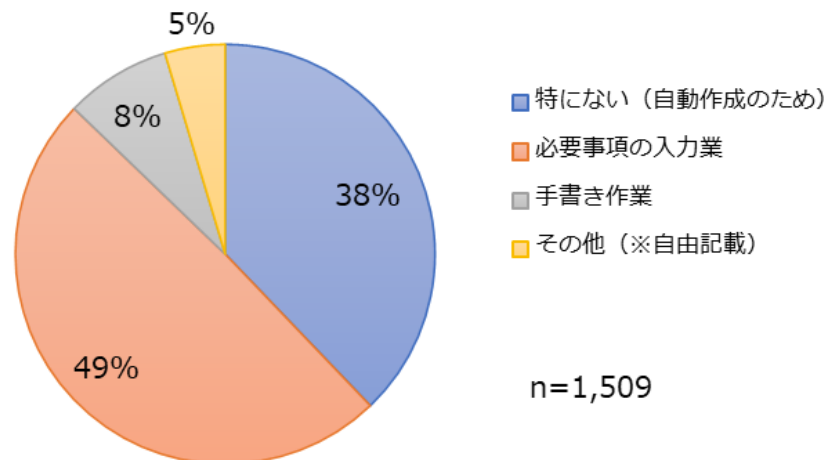
また、明細書交付1枚の作成に係る時間については、5分未満と回答した施術所が60%で最も多く、次いで、5分以上10分未満が30%、5分未満の回答と併せて90%を占める結果であった。

なお、明細書を作成交付するに当たり、何に時間を要するのか尋ねたところ、必要事項の入力との回答が49%と最も多かったが、特にないと回答も38%あった。

1-2-12 支払窓口で患者一人に明細書を1枚交付するためにかかる時間



1-2-13 明細書を作成するために時間を要する事務処理

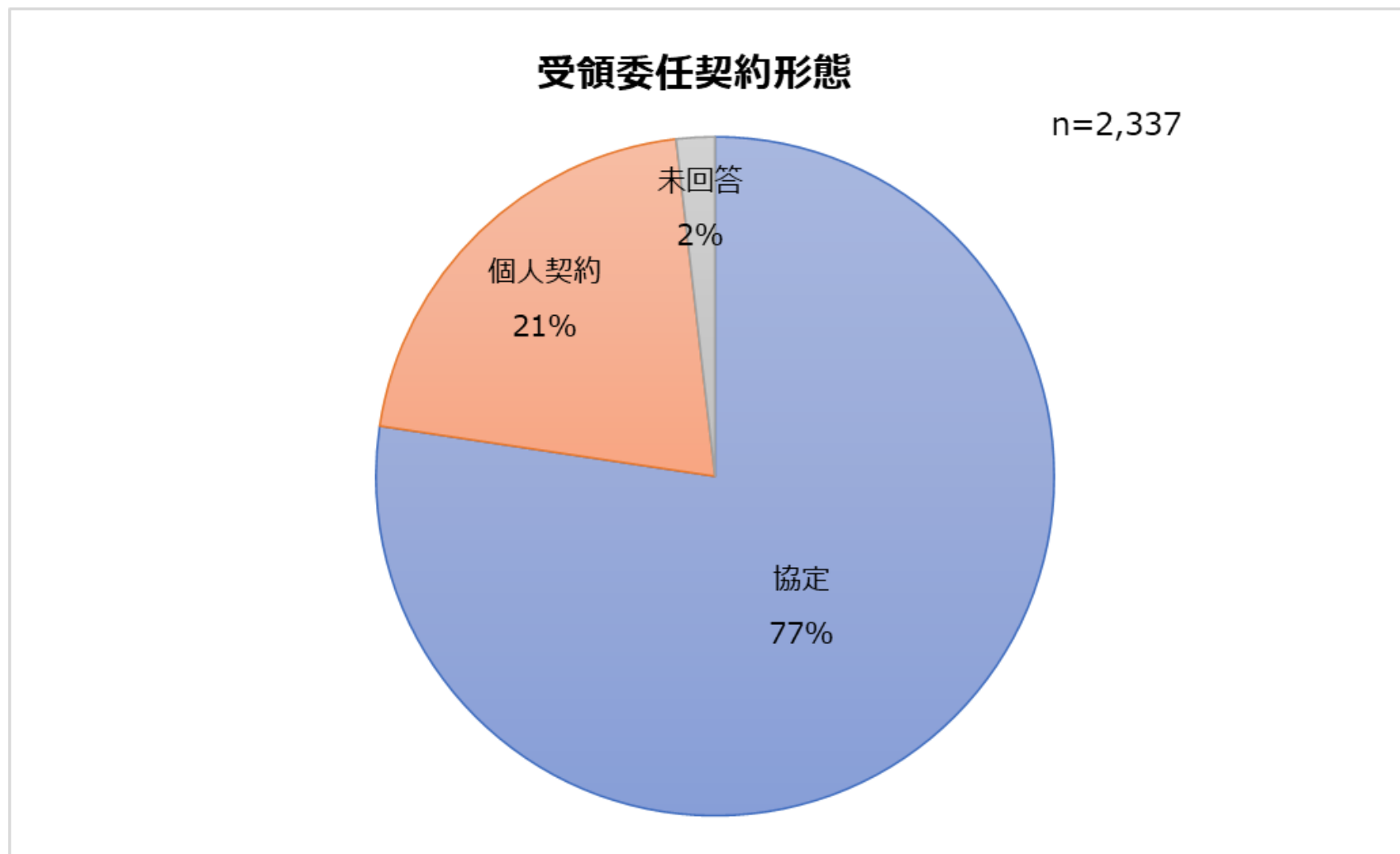


2 レセコン導入状況及び療養費の支給申請等に関する実態調査

2 レセコン導入状況及び療養費の支給申請等に関する実態調査 アンケート集計結果

2-1 受領委任契約形態

レセコン導入状況及び療養費の支給申請等に関する実態調査に回答のあった2,337施術所のうち、協定に係る施術所と個人契約に係る施術所は、それぞれ77%（1,808施術所）と21%（486施術所）であった。



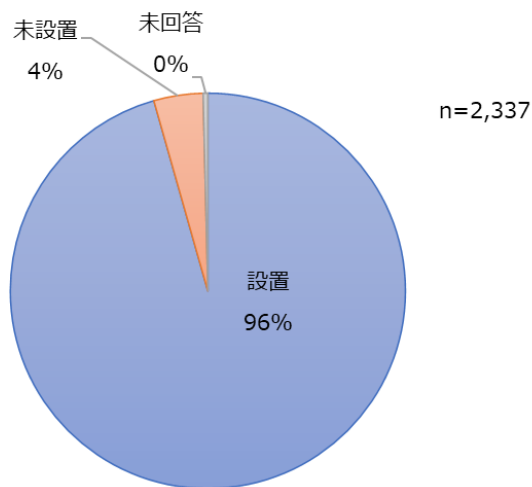
2 レセコン導入状況及び療養費の支給申請等に関する実態調査 アンケート集計結果

2-2 レセコンの導入状況

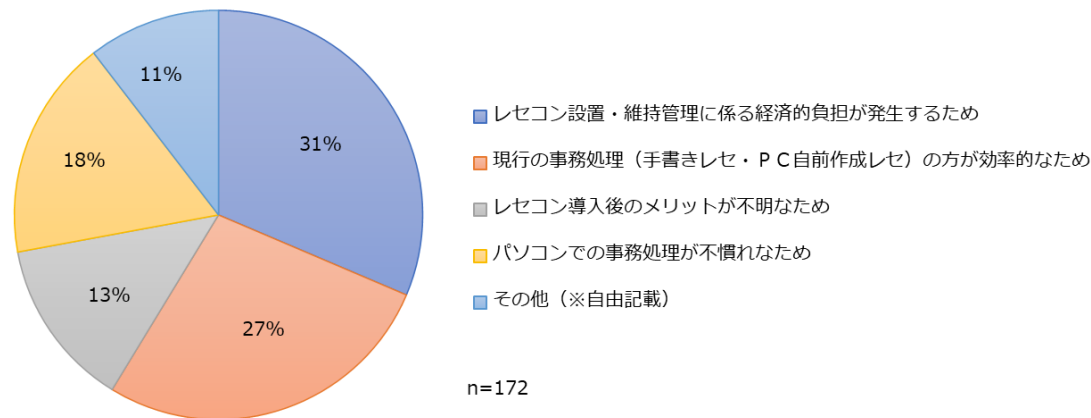
施術所にレセプトコンピュータを設置しているか尋ねたところ、96%の施術所は設置している旨の回答であった。

レセコンを設置していない施術所は4%程度であったが、その理由としては「レセコン設置・維持管理に係る経済的負担が発生するため」が31%で最も多く、次いで、「現行の事務処理（手書きレセ・PC自前作成レセ）の方が効率的なため」が27%、「レセコン導入後のメリットが不明なため」の回答も13%あり、現行処理の方が効率的でレセコンにメリットを感じない旨の回答は併せて40%となった。

2-2-1 柔道整復療養費申請書を作成するためのシステム（レセコン）設置



2-2-1-1 設置していない主な理由（複数回答可）



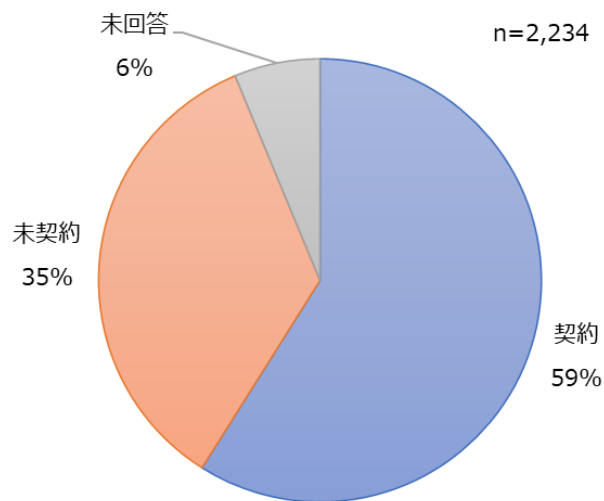
2 レセコン導入状況及び療養費の支給申請等に関する実態調査 アンケート集計結果

2-2 レセコンの導入状況

レセコンを設置している施術所に契約形態を尋ねたところ、59%の施術所がベンダ契約を行っているとの回答で、未契約と回答した施術所は35%であった。

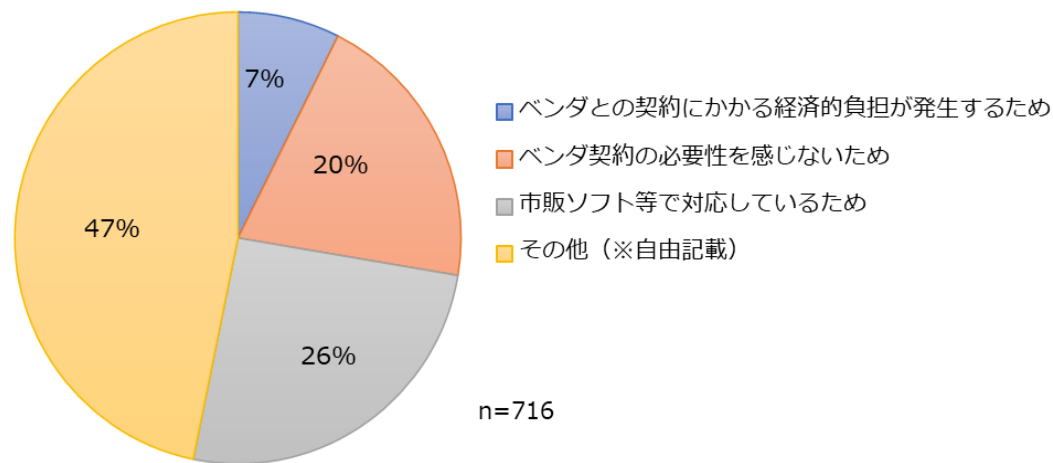
なお、ベンダ契約していない（未契約）と回答した施術所の理由は「その他」が47%と最も多かったが、次いで、市販ソフト等に対応している旨の回答が26%、ベンダ契約の必要性を感じていない旨の回答の施術所が20%あり、経済的負担を理由とする施術所7%より多い割合となった。

2-2-2 レセコンシステムはベンダとの契約



※主に2-2-1で「レセコン設置」と回答した中での回答

2-2-2-1 契約していない主な理由（複数回答可）



※主に2-2-2で「未契約」と回答した中での回答

【参考】契約していない主な理由の「その他」とした施術所の主な自由記載（抜粋）

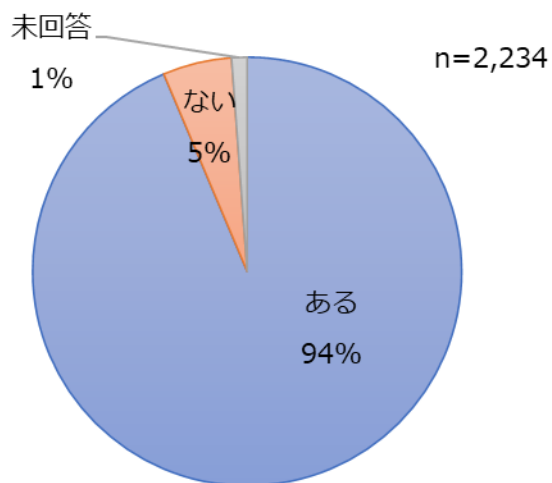
- ・所属団体の無料ソフトを使用しているため
- ・自己プログラムを使用しているため

2 レセコン導入状況及び療養費の支給申請等に関する実態調査 アンケート集計結果

2-2 レセコンの導入状況

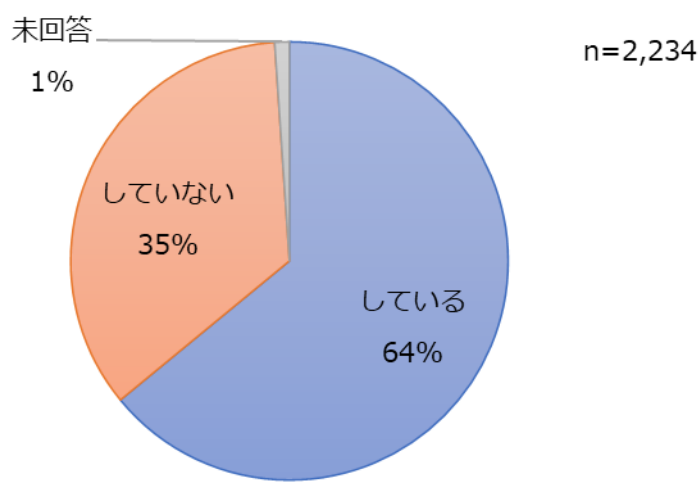
レセコンを設置していると回答があった施術所のうち、94%の施術所はレセコンに明細書発行機能を有しているとの回答であり、明細書発行機能がないレセコンを設置していると回答した施術所は5%であった。
また、レセコンにインターネットを接続しているか尋ねたところ、レセコンを設置している施術所の64%において、インターネット接続している旨の回答があった。

2-2-3 レセコンに明細書発行機能



※主に2-2-1で「レセコン設置」と回答した中での回答

2-2-4 レセコンにインターネット接続



※主に2-2-1で「レセコン設置」と回答した中での回答

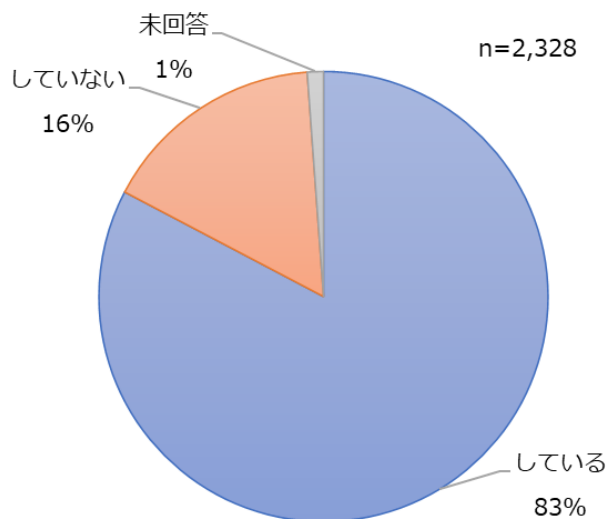
2 レセコン導入状況及び療養費の支給申請等に関する実態調査 アンケート集計結果

2-2 レセコンの導入状況

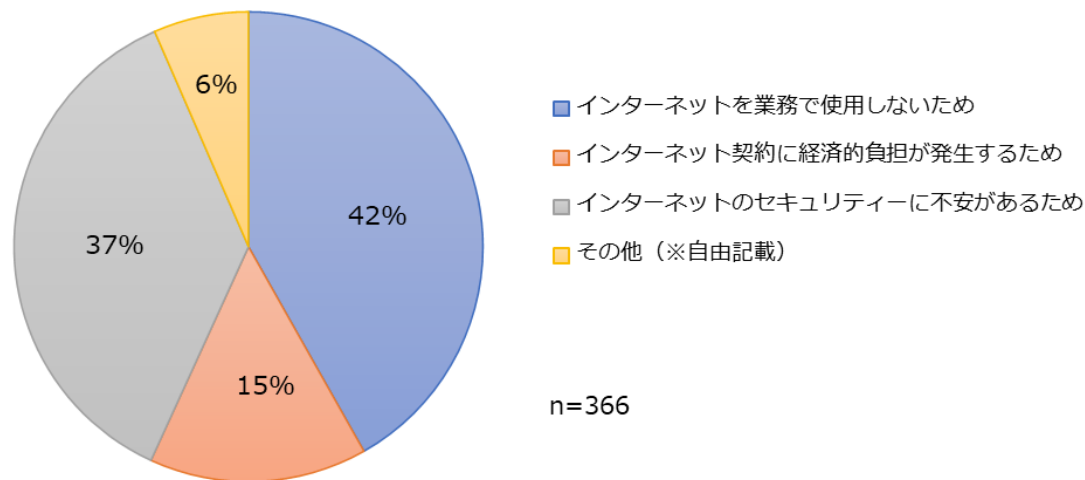
レセコンの設置有無に関わらず、施術所においてインターネット接続契約を行っているか尋ねたところ、83%の施術所がインターネット契約を行っている旨の回答であった。

また、インターネット契約を行っていないと回答があった16%の施術所にその理由を尋ねたところ、業務で使用しないとの回答が42%、セキュリティーに不安があるとの回答が37%あり両方を合わせると約8割を占める回答になった。

2-2-5 施術所でインターネット接続契約



2-2-5-1 インターネット接続契約をしない主な理由



※主に2-2-5で「インターネット接続契約していない」と回答した中での回答

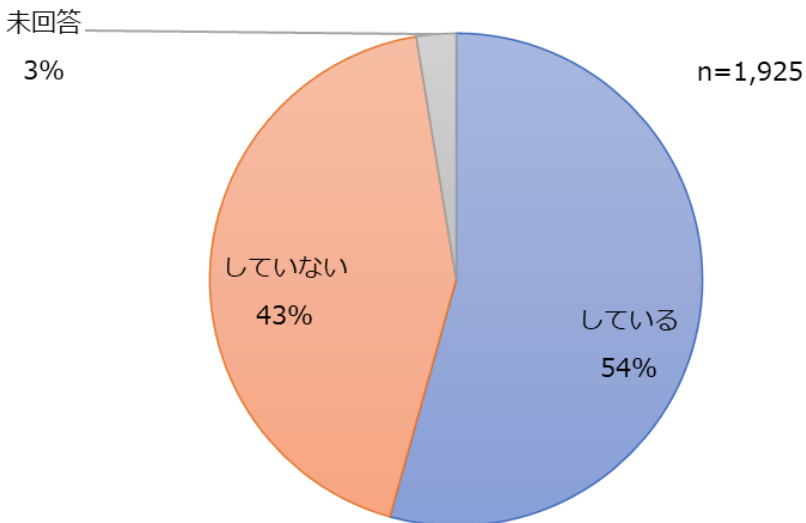
2 レセコン導入状況及び療養費の支給申請等に関する実態調査 アンケート集計結果

2-2 レセコンの導入状況

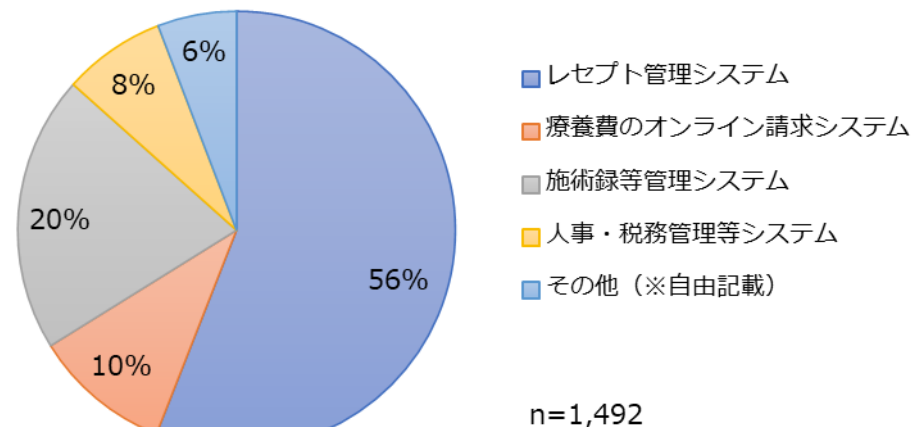
インターネットを接続している施術所に対し、インターネットを業務システム等に使用しているか尋ねたところ、54%の施術所において、業務等に使用している旨の回答があった。

また、インターネット接続している主な業務システムは何か尋ねたところ、レセプト管理システムが56%と最も多く、次いで施術録等管理システムが20%との回答であった。

2-2-6 インターネットは業務システム等へ接続



2-2-6-1 接続している主なシステムについて（複数回答可）



※主に2-2-6で「業務システムへ接続」と回答した中での回答

2 レセコン導入状況及び療養費の支給申請等に関する実態調査 アンケート集計結果

2-2 レセコンの導入状況

レセコン以外のシステムで明細書発行機能を有するシステムの有無について尋ねたところ、86%の施術所はないとの回答であり、レセコン以外のシステムに明細書発行機能があるとの回答は12%であった。

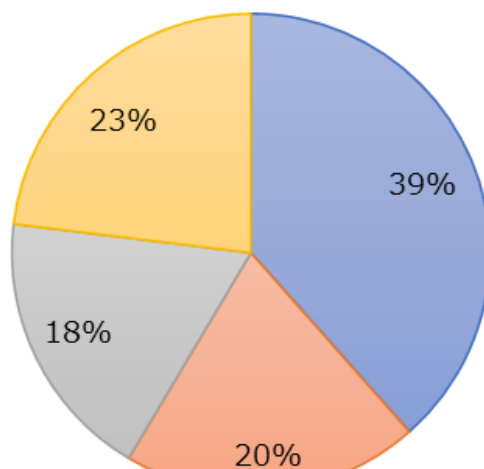
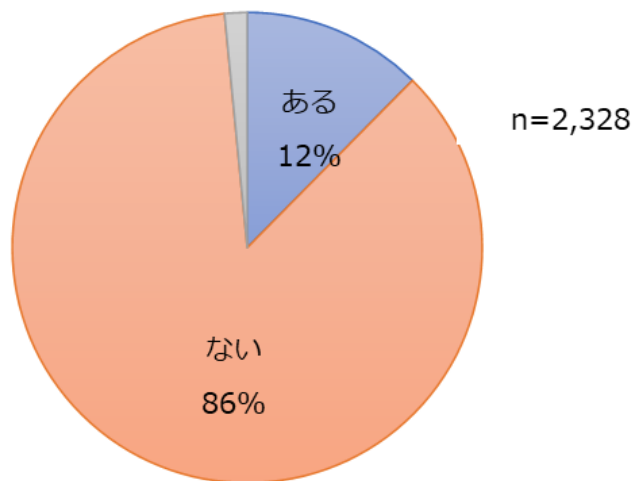
レセコン以外のシステムに明細書発行機能があると回答した施術所に、どのようなシステムで明細書を発行しているか尋ねたところ、明細書発行機能付きの市販ソフトが39%、計算ソフトにより自前作成が20%、外部委託している施術所が18%との回答であった。

2-2-7 レセコン以外のシステムに明細書発行機能

2-2-7-1 発行機能のある主なシステム（レセコン以外）

- 明細書発行機能付きの市販ソフト等により対応
- 計算ソフト等により自前作成して対応
- 外部委託により対応
- その他（※自由記載）

未回答
2%

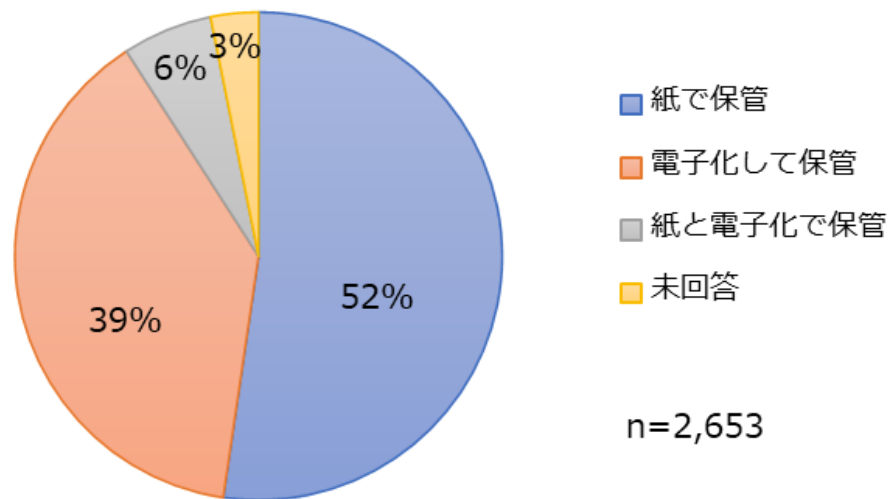


2-2-7において「ある」と回答した施術所の発行機能があるシステム

2 レセコン導入状況及び療養費の支給申請等に関する実態調査 アンケート集計結果

2-2 レセコンの導入状況

2-2-8 レセプト原本の管理・保管等に関して（複数回答可）

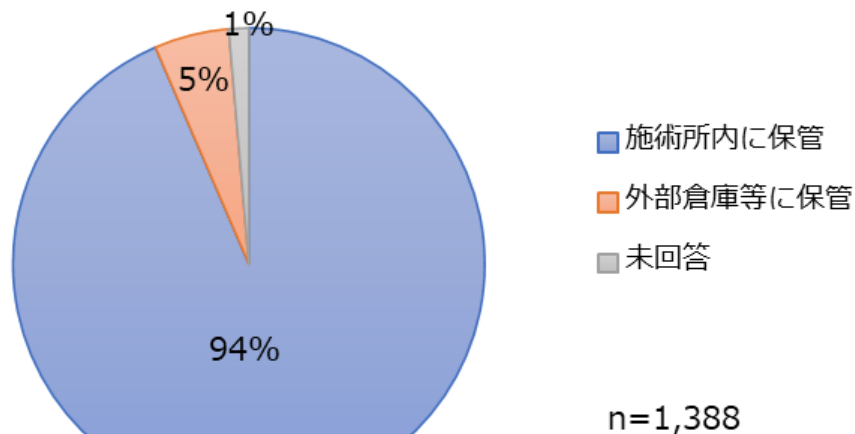


レセプトの管理方法について尋ねたところ、紙で管理している施術所が52%、電子化して管理している施術所が39%との回答であった。

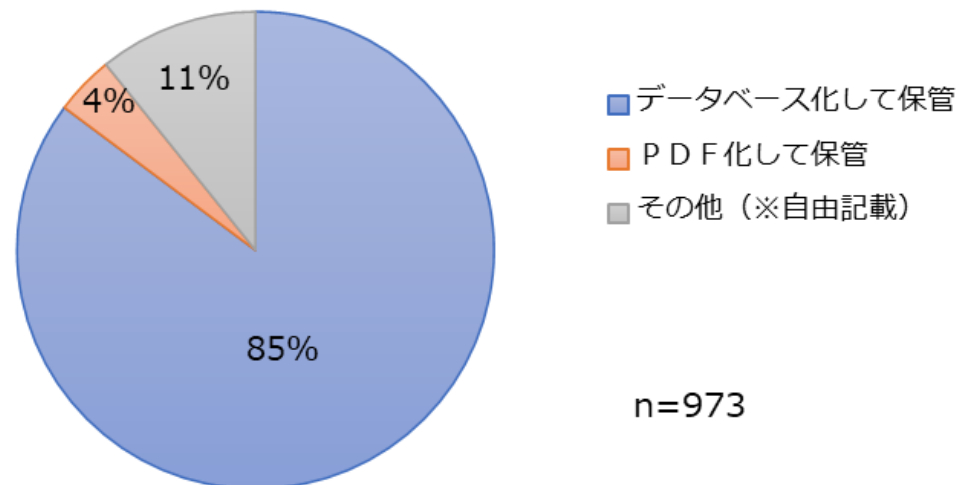
また、紙で管理している施術所のうち94%は施術所内に保管している旨の回答で、電子化して管理していると回答した施術所のうち85%はデータベース化して保管している旨の回答であった。

なお、電子化して保管している施術所のうち、紙をPDF化していると回答した施術所は全体の4%程度であった。

2-2-8-1 紙で保管している場合、保管場所について



2-2-8-2 電子化して保管している場合、保管場所について



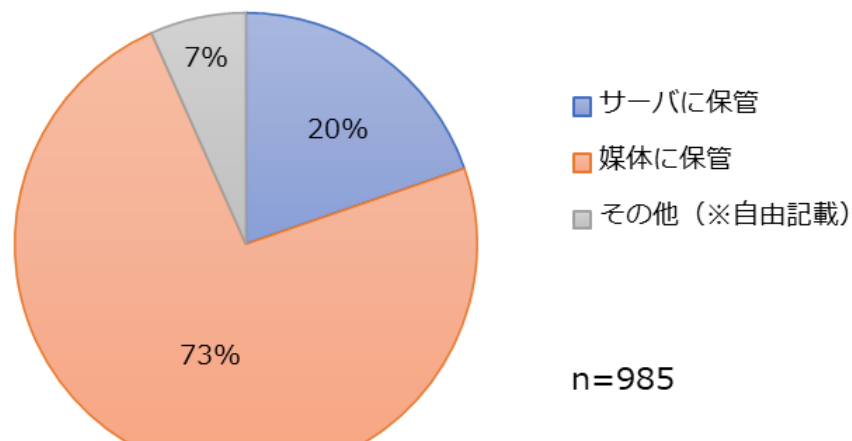
※主に2-2-8で「紙で保管」及び「紙と電子化」と回答した中での回答

※主に2-2-8で「電子化して保管」及び「紙と電子化」と回答した中での回答

2 レセコン導入状況及び療養費の支給申請等に関する実態調査 アンケート集計結果

2-2 レセコンの導入状況

2-2-9 電子化したレセプト原本の保管先に関して



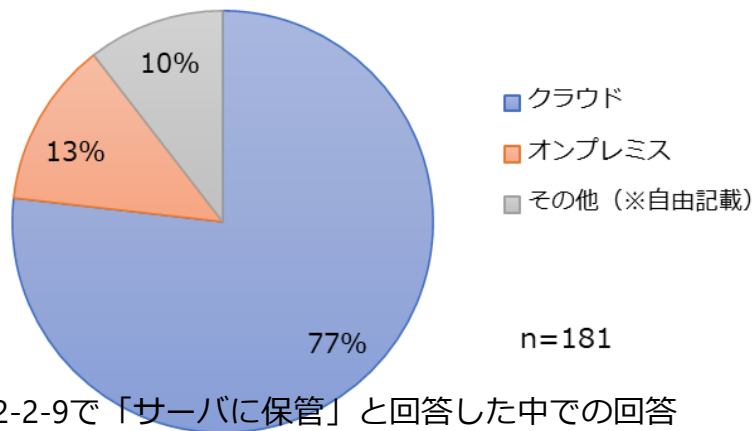
※主に2-2-8で「電子化して保管」及び「紙と電子化」と回答した中での回答

電子化したレセプトの保管先について尋ねたところ、媒体に保管していると回答した施術所が73%と最も多く、次いでサーバに保管していると回答した施術所が20%であった。

なお、サーバに保管している施術所のうち、77%はクラウドに保管と回答しており、自前のサーバ（オンプレミス）に保管と回答している施術所の13%より多い結果となった。

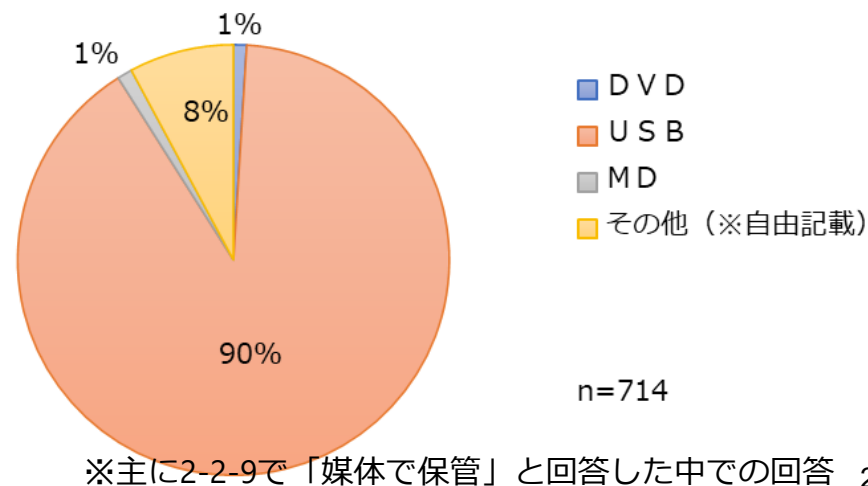
また、媒体に保管している施術所に当該媒体の種類を尋ねたところ、USBとの回答が90%で大半を占めていた。

2-2-9-1 サーバに保管している場合、保管形態について



※主に2-2-9で「サーバに保管」と回答した中での回答

2-2-9-2 媒体に保管している場合、保管媒体について



※主に2-2-9で「媒体で保管」と回答した中での回答